



CLLクラブ会報 2018年11月号

Vol.184 発行日 2018年11月1日
 チェンマイロングステイライフの会
 ヒルサイドコンド4、2階（ロビーの階）215号室
 事務所 Tel:053-217572
 ホームページ <http://cll-thaijp.net>
 監修：世話人会 発行：広報部
 本誌からの無断転用をお断りします。

折り紙ボランティア

広報 徳田 圭子



10月11日(木)、タイ早稲田日本語学校(チェンマイ校)で、鶴、傘、紙鉄砲、飛行機など折り紙を教えに行って来ました。

英語同好会のメンバーに協力して頂き、浴衣で参加しました。生徒は5才から12才までの可愛い22名の子供達です。

学校には掛軸の掛かった和室があり、そこで正座をして寂々と、、、という訳ではありません。子供達は、最初かしまって難しい傘のパーツを折っていましたが、そのうち元気一杯の男の子達は、紙鉄砲や飛行機がお気に入りの様で、外で遊び始めました。

そんな中でも、理解力が素晴らしく自分の分を仕上げたら、友達の方も教えている子がいて、やさしいなあと感心しました。

まっすぐ折ると言うことが難しいように思えることもありましたが、それぞれに鶴と傘を折ることが出来、ほっとしました。

次の日には、3時からご両親も参加の終了式に参加させて頂きました。浴衣を着た子供達の「うんじゃらげダンス」(オリジナルはクレージーキャッツ)で始まり、一人ひとりが先生から修了証を受け取り、記念写真に収まっていた。私達も集合写真の仲間に入れて頂きました。

その後、パーティです。たこ焼き、おでん、ワッフル、かき氷、ジュースと、どれも美味しかったです。先生とたわむれ、元気に遊んでいる子供達の様子を見ていると、充実した学びの日々だったのだろうなあと思えるパーティでした。



そこで一句、
 教えに行ったはずのボランティア、帰りは子供達のパワーと充実感の両手盛り。



<臨時会員総会>

日時：2018年10月6日(土) 13:30～

場所：チェンマイ・オーキッド・ホテル 2F

内容：議長に鈴木康司顧問が選出され、佐原代表から改定議案について説明があり、審議された。

- 第1号議案 会則の改定案
- 第2号議案 選挙管理規程の改定案
- 第3号議案 細則の改定案
- 第4号議案 事務所使用規程の改定案

第2号議案、第4号議案について一部修正要望があったものの、ほぼ原案通りに可決した。
各改定議案については、3～5ページに記載。

<2018年10月6日(土) 第一月例会>

臨時会員総会に引き続いて月例会が行われた。

講演：「タイの地震について」

講師： CLL 鈴木顧問

講演内容： 記録によると、タイでは過去に数回震度5以上の地震が発生した。タイ北西部には活断層が多数あり、チェンマイでも1945年にはチェディ・ルアンの上部が崩落したことがある。タイでは2007年度以降、高さ15m以上の建物は、震度5弱の地震に耐えられることとなっているが、まだ完全に実施されているとは思えないので、住宅選びには注意が必要である。

各部報告：

情報 Grabを利用してソンテウを呼んだが、違うソンテウが来て乗車、法外な運賃を請求されたことが発生。利用する場合は、自分が呼んだ車に間違いがないか確認して乗車して欲しい。

移動イミグレ イミグレが移転したが、体制不十分により10月は中止、11月上旬に変更予定。

そば打ち教室 日本人会で2019年3月以降に、そば打ち教室開催を計画、参加希望者募集中。

12月忘年会 バザー及びオークション出品の協力をお願い

事務局：・会員動向個人会員132名法人会員12社
・月例会参加者 33名（ビジター1名含む）

<2018年10月20日(土) 第二月例会>

場所：チェンマイ・オーキッド・ホテル 2F

開会挨拶：佐原代表 学校等から日本文化の指導依頼に協力して頂く方の確保が難しくなっている。今後は会員の家族、知人、日系団体の方々にも協力をお願いしたい。

書道、生け花、その他日本文化の指導に協力して頂ける方、知人がおられたら是非ご連絡頂きたい。

講演：「チェンマイで健康で暮らす秘訣：クラブで情報交換の有効です」

講師： 和歌山医大 森岡郁晴教授

講演内容： 先ず残留農薬に対する洗浄効果について、インターネットを通じてタイと日本の情報を色々調べて見た。野菜を洗浄するには、重曹や流水、専用洗剤、酢水、お湯、純水等を使用する方法があるが、例えばタイでは重曹水に15分以上漬けることを推奨しているが、日本では1分以上漬けないように勧める記事があり、最も効果的且つ正しい洗浄方法を見つけることは出来なかった。

次にチェンマイで健康に暮らす秘訣として、日頃からヘルスリテラシー(リテラシーとは読み書き能力のこと)を身につけることが重要と主張された。出来るだけ多くの情報を得て、それを正しく理解・評価し、批判的に分析・選別、活用・応用する力を持つことによって、結果的に活性的になり健康レベルが高くなると思われる。地域的な信頼関係を強めるための互酬性(ごしゅうせい：お互いに助け、助けられること)を高め、安全で協調的にストレスのない生活を送って欲しいと強調された。

各部報告：

移動イミグレ 次回は、11月5日(月)に予備審査、11月8日(木)に本審査が行われる。

2019年度の年会費 10月第1月例会から12月第2月例会までに納めて欲しい。

忘年会 12月15日(土)、バザー、オークションへの物品を提供して頂きたい。

事務局：・会員動向個人会員133名法人会員12社
・月例会出席者 43名（ビジター6名含む）

規約改定の内容

【第1号議案 会則の改定案】

◇第九章 会則・細則・各種規程の改定

第21条 (改定の最終決議機関)

3. その他運用マニュアルや各帳票の作成、改定については世話人会決議事項とする。

下記を追加

内容の変更を伴わない言葉の訂正やその他運用マニュアルや各帳票の作成、改定については世話人会決議事項とする。

下記を追加

4. 会則・細則・選挙管理規程、事務所使用規程の改定については事前に改定案の案内をする。

【第2号議案 選挙管理規程の改定案】

◇第11条 投票は無記名投票とし、世話人代表投票用紙に1名の被選挙人の氏名を記入する。

2名以上記入された投票用紙は全て無効とする。

現在は投票用紙に記載された氏名から選択するものとなっております、下記に変更する。

投票は無記名投票とし、世話人代表投票用紙に1名の被推薦者を含めた会員から選択する。

2名以上選択された投票用紙は全て無効とする。

◇第12条 該当しない氏名や、本規定第1条によって被選挙資格のない氏名は無効とする。

また、氏名と会員番号が一致しない場合は、投票は氏名を優先する。

有効票か無効票かの判断は選挙管理委員会が決定する。

現状に合致しないので削除する。

◇第13条 当選者の決定は、最多票獲得者は世話人代表と決定する。

また、次点及び次々点者についても発表する。

尚、最上位者の得票が同数の場合は、当該者による決選投票とする。

決選投票でも同点の場合は決選投票を繰り返す。また次点及び次々点者は世話人被選挙者の資格を継続して有する。

現状に合わせ下記に変更する。

尚、最上位者の得票が同数の場合は、選挙管理委員会によるくじ引きで定める。

また次点及び次々点者は世話人被選挙者の資格を継続して有する。

◇第15条 投票は無記名投票とし、世話人投票用紙に3名以内の各被選挙人の氏名と

会員番号を記入する。4名以上記入された投票用紙は全て無効票とする。

現在は投票用紙に記載された氏名から選択するものとなっております、下記に変更する。

投票は無記名投票とし、世話人投票用紙に3名以内の各被選挙人を選択する。

4名以上選択された投票用紙は全て無効票とする。

◇第17条 該当しない氏名や、本規定第1条によって被選挙資格のない氏名は無効とする。

また、氏名と会員番号が一致しない場合は氏名を優先する。

有効票か無効票かの判断は選挙管理委員会が決定する。

現状に合致しないので削除する。

【第3号議案 細則の改定案】

◇第2条 (入退会の手続) … 会則第4条に関する細則

1. 入会申し込み時提出書類 矢印(→)の通り変更する。

(2) パスポート・ビザのコピー → パスポートの提示 (世話人が確認)

(3) 写真2枚 → 写真(2.5cmx2.5cm)2枚

◇ 2. 入会希望者は、上記入会提出書類を月例会開始前に入会受付係に提出する。

現状に合致していないので下記に変更する。

入会希望者は、上記入会提出書類を世話人に提出する。

◇ 3. 入会申込書を提出した月例会の終了後、担当世話人は入会希望者へ説明会を実施し、CLLの会則・細則その他活動の概要を説明する。またお互いに質疑応答を実施する。

現状に合致していないので下記に変更する。

入会申込書を提出後、**指定の日**に担当世話人は入会希望者へ説明会を実施し、CLLの会則・細則その他活動の概要を説明する。またお互いに質疑応答を実施する。

- ◇ 4. 世話人会は、入会申込書が提出された次回の世話人会で、入会希望者が入会資格を満たしているかを検討し、入会の可否を判断する。

現状に合致していないので下記に変更する。

世話人会は、入会希望者が入会資格を満たしているかを検討し、入会の可否を判断する。

- ◇ 5. 入会を可とされた者は、入会申込書を提出した次回の月例会の開始前に**入会受付係**に、入会金と年会費を納める。尚、連絡なく2ヶ月以内に、入会金及び年会費の支払いが無い場合は入会申込を取り下げたものとみなされる。

下記に変更する。

入会を可とされた者は、入会申込書を提出した次回の月例会の開始前までに、**受付担当**に入会金と年会費を納める。尚、連絡なく2ヶ月以内に、入会金及び年会費の支払いが無い場合は入会申込を取り下げたものとみなす。

- ◇ 6. 会員証等入会に伴うCLLからの提供物は、下記の通りとし入会時に**支給**する。
支給を配布に変更する。

会員証等入会に伴うCLLからの提供物は、下記の通りとし入会時に**配布**する。

- ◇ 7. 退会を希望する者は、**規定退会届**を提出し**会員証及び会より貸与されたもの全て**を返却しなければならない。**紛失をしたものがある場合は退会者が実費を負担する。**

下記に変更する。

退会を希望する者は、**退会届**を提出し**会員証**を返却しなければならない。

- ◇ 第3条 (年会費・入会金の徴収) … 会則第5条(義務・禁止事項)に関する細則
年会費は、会員1名につき1,200パーツとする。法人会員は1社につき1,500パーツとする。新入会員は入会月度により、1月から12月まで月毎に100パーツ減額する。
(1月入会・・・1,200パーツ>～<12月・・・100パーツ)
なお、法人会員は300パーツ基本額に個人会員の年会費を準拠し実施する。

解り難いので、下記に変更する。

年会費は、会員1名につき1,200パーツとする。法人会員は1社につき1,500パーツとする。なお、年度途中の新入会員は当月から12月までの月数に100パーツを乗じた金額を納入する。新法人会員の場合は、当月から12月までの月数に100パーツを乗じた金額に300パーツを加算した金額を納入する。

- ◇ 第4条 (月例会・参加費) … 会則第四章<月例会>第9条(目的)に関する細則
1. 本会の月例会は**基本的に**月2回開催する。

基本的を原則的に変更

本会の月例会は**原則として**月2回開催する。

- ◇ 5. 月例会への参加は、CLL会員、**ゲスト**、北部日系団体会員とする。

表現の統一のため、ゲストをビジターに変更する。

月例会への参加は、CLL会員、**ビジター**、北部日系団体会員とする。

- ◇ 6. 月例会の参加費

2016年2月以降の月例会から、参加費を会員100パーツ、**ゲスト**120パーツに改訂する。
北部日系団体会員は100パーツを追加。又、改定から時期が経過しており、下記に変更する。

会員及び共催の場合の北部日系団体会員は100パーツ、**ビジター**は120パーツとする。

- ◇ 第5条 (世話人会の運営) … 会則第六章 第11条(世話人会の運営)に関する細則
2. 世話人会の議長は世話人代表がその任に当たり、司会及び書記については

世話人の持ち回りとし司会は前月の書記が務める。

現状に合致していないので下記に変更する。

世話人会の議長は世話人代表がその任に当たる。

【第4号議案 CLL事務所使用規程の改定案】

- ◇ 第3条 使用目的・使用時間帯

1. 世話人会など各種会議、各部打ち合わせ、催事打ち合わせ、各種スキルアップ教室、会員間の親睦とする。

下記に変更する。

世話人会など各種会議、各部打ち合わせ、催事打ち合わせ、**各種同好会**、スキルアップ教室、会員間の親睦とする。

- ◇ 3. 使用時間は原則、午前9時から午後**5**時までとする。

2018年度会員総会で承認済であり、下記に変更する。

使用時間は原則、午前9時から午後**9**時までとする。

- ◇第4条 2. 事務所使用定期行事は、現状に合わせ矢印(→)の通りとする。

⑥フット同好会 毎週**金**曜日 10:00～12:00 → 毎週**木**曜日 10:00～12:00

※事務所内清掃 **第4**火曜日 15:00～16:00 → **月末**火曜日 15:00～16:00

- ◇第11条 **禁酒**喫煙

事務所内は禁酒・禁煙とする。喫煙はヒルサイド4の定めた場所で行うこと。

2018年度会員総会で承認済であり、下記に変更する。

第11条 喫煙

事務所内は禁煙とするも飲酒・カラオケも可とする。但し、飲食物ゴミは事務所内に残さないこと。喫煙はヒルサイド4の定めた場所で行うこと。

航空自衛隊 C-130 輸送機 チェンマイ来訪

広報 槻木 良久

在チェンマイ総領事館より航空自衛隊の C-130 輸送機がチェンマイ空港に来るとの案内を受け、10月29日(月)、見学に行き来た。午後2:30に領事館に集合、用意されたマイクロバスに分乗してチェンマイ空港まで送迎して頂いた。バスは WING 41 (正面から見て右端) のゲート前に到着。予約表にサインをして特別入門許可証を貰った。間もなく C-130 輸送機が到着し、約20名の見学者がゲートを通されて滑走路側に向かった。早速管制塔前の駐機場に集合し、航空幕僚監部の方から説明を受けた。今回は陸上自衛隊とインド陸軍との共同訓練を行うことになり、約30名の隊員と訓練物資を運ぶ途中で、タイ空軍との顔合わせの意味もあり、チェンマイへ立ち寄ったとのこと。C-130 輸送機は愛知県の航空自衛隊小牧基地を飛び立ち、沖縄の那覇空港で燃料補給の後、8時間のフライトでチェンマイに到着、翌日インドのコルカタを経由してシルチャルに向かうとのこと。C-130 はターボプロップ機(プロペラ機)で航続距離が約4,000kmなので途中給油が必要である。機内は訓練物資も満載されているため、隊員のスペースは狭く、通勤電車のような横向きの長椅子での長時間移動は大変だったのではないかと思われた。民間機とは大違いだ。C-130 は短距離離着陸性能と不整地離着陸性能を発揮し、世界各国の輸送機として使用されており、日本では1984年に航空自衛隊が C-130 を導入して以来30年以上経過している。コックピットの計器盤には針式の計器が所狭しと並んでいたが、最新式の電子パネルディスプレイとは違い、さすがに古めかしさを感じてしまった。機内食はコンビニ弁当とほぼ同じプラスチックケースに入った弁当が保存されていた。派遣隊員の任務完遂と無事帰航を期待したい。



【2019年度年会費納入のお願い】

来年度の年会費1,200 パーツを本年12月末日までにお支払い下さい。月例会会場にて受け付けます。年末にかけて一時帰国の予定がある方は、早めにお願ひします。

「適度な運動」でチェンマイ散策を

田舎育ちの湘南ボーイ

介護予防には「適度な運動が良い」とよく言われます。では適度な運動とは、一体どのようなもののでしょうか？ 結論からいいますと、①運動時うっすらと汗ばむ、②翌日に疲れが残らない、③継続できるもの、とのことです。具体的には、1週間に2～3回ほど、時間は30分～60分、体全体に汗がにじむ程度で1分間の脈拍が120回以下の運動（種類は何でもよい）、歩行や水泳、ジョギングなどの有酸素運動が良いと言われています。例えば、歩行ですと、1分間に90～115歩を10分間、1日3回、週5日実施すればベターとのことで、買い物や出かけるときに、意識して早足で歩くことを心掛けるといいようです。なお、運動する時間は絶対に夕方だそうです（体温の低い朝は、毛細血管への血流が悪くなる、自律神経が不安定で、心筋梗塞を起こす確率が高いとのこと）。チェンマイでも仲間が集まって、毎日のように早朝から市内のあちこち（曜日毎に方向を決めて～例えば、金曜日はイスラム朝市へ）を散策・散歩し、朝食（時間によってはランチと兼用）や喫茶を楽しみます。この散策は、チェンマイの町を知ることにもなり、新たな発見が、それがまた、次の行動を起こすきっかけになります（知らなかったソイに入ったら、レストランがあったので、みんなでランチを試してみたら美味だった。さらに新しい人を誘って、ディナーにまで行ってしまったなど）。散歩や散策など、日頃からできる運動で、「適度な運動（過度な心臓への負担は厳禁）」体験をしてみてもいいのでは？



酒飲みについての一考察（つれづれなるままの記）

会員 小野 清尚

酒は百薬の長、またの名を明日の活力源ともいう。私も酒大好き人間である。人は何故酒を飲むのか？江戸時代の狂歌師、太田南畝(なんぼ)(蜀山人)はこんな一文を残している。すなわち、

- 一、節句と祝儀のときは飲むべし
- 二、珍客があれば飲むべし
- 三、酒菜（さかな）があれば飲むべし
- 四、月見、雪見、花見のときは飲むべし
- 五、二日酔いを醒ますときは飲むべし



何のことはない、のべつ飲みたいということである。ただし、この南畝先生もさすがに気が引けたとみえて最後に、一日中飲むのはいけない、と付け加えているのはなんともご愛嬌と言える。ウィットに富んだ酒の話のうまいヨーロッパのある作家に、こんな一文がある。「アルコールが人間をリラックスさせたり、つかい棒になったりしてくれなかったら、西欧社会は第一次世界大戦あたりで崩壊してしまって回復の見込みが付かなかっただろう。酒を飲んで踊りまくって何の結論も出なかった“会議は踊る”で有名なウィーン会議などはその好例であろう」である。話が大きくなり過ぎた。

私も酒席での失敗、逸話は数多くあった。仕事の上での接待酒が多かった。何故か日本人は酒席を設け、ホンネとタテマエを腹を割って話すということであろうか。私の嫌いなのはやけ酒とか絡み酒である。また仲間内での飲み会で上司の悪口、うわさ話をする人であるが、これはストレス発散の意味で大目に見るべきだろう。私のカミさんは笑い上戸である。笑い出すと気が狂ったように笑い続ける。私の父は下戸、母方の祖父は上戸、母方のDNAを受け継いだのか。

私が酒がうまいと思った時

- ① 仕事が終わった後立ち飲み酒屋で、するめをかじりながら飲む一杯の升酒
- ② ゴルフプレー終了後、仲間達と飲むビールの最初の一口
- ③ カラオケを歌い、自己満足にひたりながら飲む酒
- ④ これはと思う句作りが出来た後の一杯

①についての後書き：升酒には受け皿が付いている。店員によってそのこぼし方がほんの一寸違う。「もう少し溢してくれ」、酒飲みの意地汚さはこれに尽きる。

縄のれん 熊手かかえて またくぐる

小野 露石



CLL ゴルフコンペ 10月の結果



第184回ゴルフコンペは、10月25日ランナーゴルフ場で開催されました。参加者合計は、18名内ゲスト0名。成績は下記の通りです。



次回の予告 11月22日(木) 集合 6:40 スタート 7:00
ランナーゴルフ場にて行います。

順位	氏名	OUT	IN	GS	HC	NET
優勝	近藤 英男	47	43	90	19	71
準優勝	小貫 憲	46	47	93	13	80
3位	井野 一郎	48	50	98	17	81
ベストグロ	近藤 英男	47	43	90		



優勝 近藤 英男さん

タイの諺

日本の諺 逃がした魚は大きい
タイ語 ปลาตกน้ำตัวโต
読み プラー トック ナーム トウア トー
意味 自分で落とした魚は大きい

プラー 魚
トック 落ちる
ナムム 水
トウア 体、自分で
トー 大きい



2018年11月 相談コーナー当番

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				河野 明子	川地 邦仁子	第1例会 13:30~ オーキッドホテル 2F
4	5	6	7	8	9	10
	小森谷 孝夫 <small>移動イミグレ事前審査</small>	鈴木 康司 <small>(ピザ・カード保険) (広報会議)</small>	鈴木 幸子 <small>(タイ語教室)</small>	勝川 正美 <small>移動イミグレ</small>	石井 重一	
11	12	13	14	15	16	17
	木村 正勝 <small>(生活全般相談) (広報会議)</small>	広瀬 洋子	下川 美枝子 <small>(タイ語教室)</small>	井野 一郎	佐原 勝美	第2例会 13:30~ オーキッドホテル 2F
18	19	20	21	22	23	24
	木村 隆之 <small>(広報会議)</small>	高萩 政明	梶木 良久 <small>(タイ語教室)</small>	小貫 憲 <small>月例ゴルフコンペ</small>	大石 好高 <small>(パソコン相談)</small>	
25	26	27	28	29	30	
	川合 俊弘 <small>(広報会議)</small>	樋口 玲子	木村 健二 <small>(タイ語教室)</small>	小池 裕太郎	広津 義夫	

(注) 上記の担当は相談員の都合で変更されることがあります。赤字は専門相談員と内容を示します。
パソコン相談、iPhone・スマホ相談は初心者相談のみ受け付けます。



2018年11月度CLL行事予定表



広報部編集会議	毎週月曜日	14:00 ~ 15:30	CLL事務所
手芸同好会	毎週火曜日	10:00 ~ 12:00	CLL事務所
コントラクトブリッジ同好会	毎週水曜日	10:00 ~ 12:00	CLL事務所
タイ語勉強会	毎週水曜日	中級 13:00 ~ 14:20 初級 14:30 ~ 16:00 入門 16:00 ~ 17:20	CLL事務所
英語同好会	毎週木曜日	15:30 ~ 17:00	CLL事務所
フラダンス同好会	毎週木曜日	14:00 ~ 15:00	CLL事務所
フォト同好会	毎週木曜日	10:00 ~ 12:00	CLL事務所
囲碁将棋同好会	毎週金曜日	13:00 ~ 17:00	CLL事務所
遠隔健康相談 ※	第1・第3金曜日	8:00 ~ 10:00	CLL事務所(事前申込み要)
定例世話人会	第1・第3土曜日	10:00 ~ 11:30	CLL事務所
定例会	第1・第3土曜日	13:30 ~ 15:30	オーキッドホテル 2F
カラオケ同好会	第1・第3土曜日	17:00 ~ 20:00	CLL事務所
コーラス同好会	第2・第4土曜日	10:30 ~ 12:30	CLL事務所
ゴルフコンペ月例会	11月22日(木)	集合6:40 スタート7:00	ランナーゴルフ場

※<遠隔健康相談> CLL事務所にて、スカイプ(映像と音声)を利用した対話形式で香川大学医学部の担当医師に健康相談を行うものです(相談時間: 1名30分)。相談希望者は、小貫憲世話人にメールあるいは電話でお申込み下さい。

11月月例会の講演内容の予告

<11月第1月例会> 11月3日(土)

講演: 「県内の交通・治安の安全確保とビザ関係」

講師: チェンマイ県警察の総責任者

<11月第2月例会> 11月17日(土)

講演: 「介護施設の現状とアドバイス」

講師: (株)フレンド 望月和己氏

講演内容: 日本における介護の現実と介護保険申請手続きと
介護保険で受けられるサービスについて



- ・在チェンマイ日本国総領事館 052-012500
- ・チェンマイ入国管理局 053-277510
- ・警察署 191
- ・ツーリストポリス 1155
- ・火事・消防署 199 救急車 1669
- ・日本語対応メータータクシーピアさん 081-8856547
- ・チェンマイ大学医学部附属シーパット・メディカルセンター 053-936504
- 永江真智子さん 088-259-0959
(日本人の日本語通訳)
- メイさん 061-265-1515
(タイ人の日本語通訳)
- 受付時間 月～金 8:00～16:00
- ・マコーミック病院
- ペーンさん 053-277510
(タイ人日本語通訳) 053-921777
- 受付時間 月～金 8:00～16:00
土 8:00～12:00



電話番号
便利帳



- ・ランナー総合病院 053-999777
野澤潤さん(日本人の日本語通訳)
- 081-5950055
- ・チェンマイラム病院 053-920300
杉本あきらさん 053-920300
青木裕子さん 同上
ゲオさん(タイ人の日本語通訳) 同上
ワンペンさん(タイ人の日本語通訳) 同上
- ・ラジャヴェーチェンマイ病院 053-801999
佐々木良太さん・金森亮太さん・
佐々木優子さん
内線 777 095-134-6189
088-257-2842
- ・バンコク病院チェンマイ(日本語) 052-089888
又は救急電話 17190
日本語コーディネーターキム・サニーさん
受付時間 月～水・土・日 8:00～17:00
木・金 9:00～15:00